

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

総人口の推移と将来推計

西都市は、昭和 30 (1955) 年に上穂北村と妻町が合併して西都町となり、同 33 (1958) 年に都於郡村と三納村を合併して市制施行により誕生した。その後同 37 (1962) 年に三財村と東米良村と合併し、現在に至っている。

これにより、1950 年から 1960 年にかけての総人口は 5 万人前後であったが、1975 年にかけては、一ツ瀬ダムの完成に伴う工事関係者の流出や高度経済成長期の都市部への人口流出等により 3 万 7 千人ぐらいまで大きく減少した。その後、1970 年代の安定成長期、1980 年代後半からのバブル経済期には人口が増加し、昭和 60 (1985) 年には 38,370 人となったが、その年を境に減少傾向に転じ、平成 27 年 (2015) には 30,683 人となっている。

令和 2 (2020) 年以降の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少が続き、令和 22 (2040) 年には 19,922 人 (2010 年から 35.1%の減少) に令和 42 (2060) 年には 12,420 人 (同約 59.5%減少) になるものと推計されている。

年齢 3 区分別人口の推移

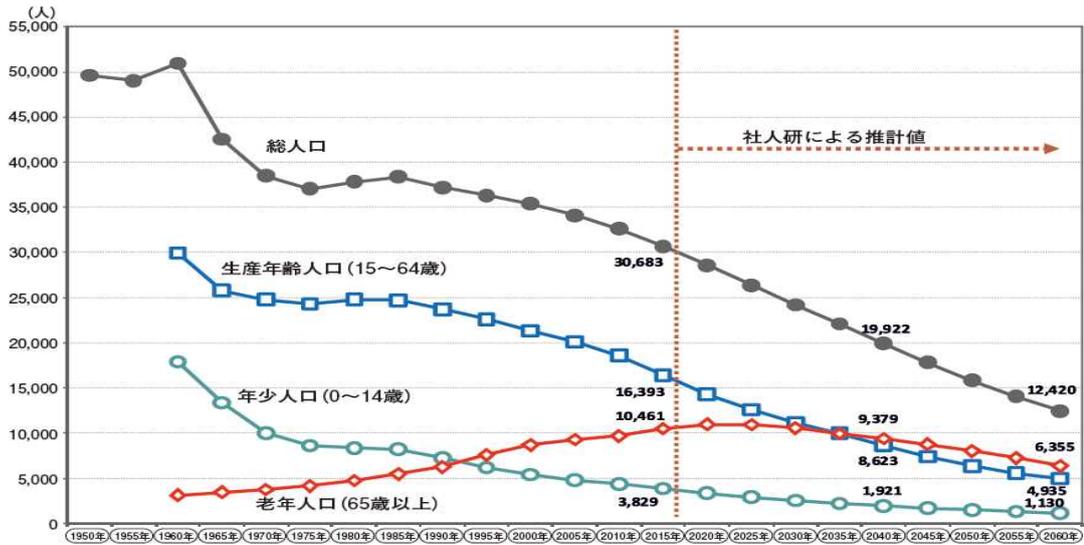
本市の生産年齢人口 (15~64 歳) は、総人口の変動傾向に近似しており、平成 27 (2015) 年には 16,393 人となっているが、令和 42 年 (2060) 年には 4,935 人 (2015 年から 69.9%の減少) になると予測されている。

年少人口 (0~14 歳) は減少を続け、平成 27 (2015) 年は 3,829 人となっているが、令和 42 (2060) 年 1,130 人 (2015 年から 70.5%の減少) になると予測されている。

老年人口 (65 歳以上) は、平成 27 (2015) 年は 10,461 人となっており、令和 2 (2020) 年までは増加するものの、その後は減少に転じ、令和 42 (2060) 年には 6,355 人 (2015 年から 39.3%の減少) になると予測されている。

また、平成 27 (2015) 年における本市の高齢化率は 34.1%であるが、令和 32 (2050) 年以降は 50%を超える見込みである。

総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計

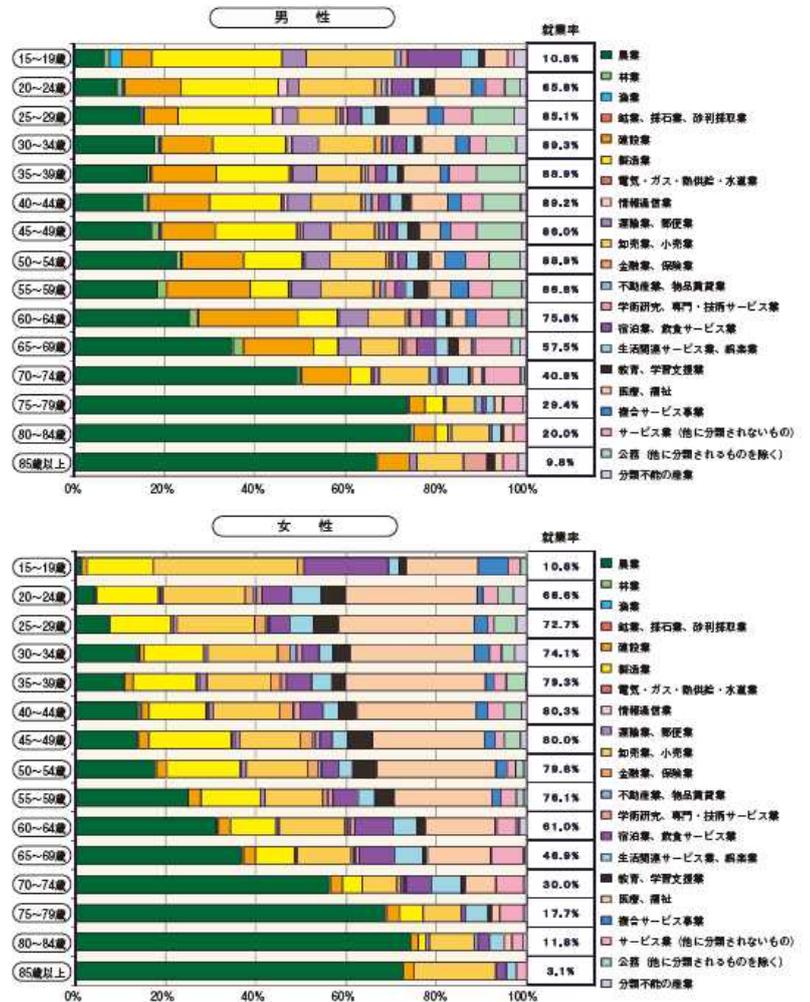


年齢別就業率と産業構成

年齢別就業率と産業構成 [資料：国勢調査平成 27 (2015) 年]

平成 27 (2015) 年の国勢調査をみると、本市では、男性は 60 歳を過ぎたあたりから、女性は 55 歳を過ぎたあたりから、農業従事者の割合が高くなっている。

生産年齢人口 (15~64 歳) で集計すると、男性は農業 (18.3%)、建設業 (14.7%)、製造業 (14.4%)、女性は医療・福祉 (24.8%)、農業 (17.0%)、卸売業・小売業 (14.8%) の順に産業構成が高くなっている。



商工業の現状

本市の商業は、平成 28 年 6 月 1 日現在、商店数が 312 店、従業員数が 1,724 人、年間販売額が 330 億円となっており、平成 19 年時と比較して、商店数が 75.2%、従業員数が 85.0%、年間販売額が 97.1%に減少している。特に、小売業におけるそれぞれの数値の減少が顕著である。

本市の工業は、令和 2 年の従業者 4 人以上の事業所について、工場数が 41 事業所、従業員数が 1,672 人、製造品出荷額が約 275 億円となっており前年度から減少している。また、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に向けた対策が必要である。

相対的には小規模経営が多く、資金力や販売力が弱いことから、設備の近代化や技術開発が遅れており、生産性の低いことが課題となっている。

商業振興施策指標	現状	目標	増減
	H 2 8	R 6	H 2 8 ~ R 6
年間商品販売額（億円）	3 3 0	3 3 0	現状維持

工業振興施策指標	現状	目標	増減
	R 2	R 6	R 2 ~ R 6
製造品出荷額（億円）	2 7 5	2 9 0	1 5 億円増

(2) 目標

本市の商工業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、商工会議所や商工会と連携しながら、次代を担うリーダー・後継者の人材育成を図る。また、資金調達力や情報収集力の弱い中小企業者の経営相談や記帳指導、後継者対策を推進し、経営基盤の強化を図るとともに、同じく資金力等の乏しい中小企業が、先端設備等の導入といった近代化や合理化によって労働生産性の向上等、体質改善を進められるよう、国等をはじめとした各種制度事業等の周知や円滑な導入を支援する。

このことから本導入促進基本計画における目標値は、各事業所が申請する「先端設備等導入計画」の認定件数とし、その件数は計画期間内で6件とする。

目標	R 5	R 6
先端設備等導入計画認定件数	3	3

※目標値は、直近 2 年間の実績から対象となる事業所等の絞り込みを考慮するとともに、制度事業等の周知による申請見込み件数を上乘せし積算した。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

計画期間内の労働生産性向上率 \geq 計画年数 \times 3%

労働生産性とは $=$ （営業利益 $+$ 人件費 $+$ 減価償却費） \div 労働投入量

※労働投入量：「労働者数又は労働者数 \times 1人当たり年間就業時間」

2 先端設備等の種類

西都市の産業は、農業を基幹産業に、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

西都市の産業は、平野部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、西都市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

西都市の産業は、農業を基幹産業に、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、市内に工場や事業所がなく、単に敷地に設置する太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標に沿わないため認定の対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間については、本市の認定を受けた日から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 先端設備等導入計画の認定を受けようとするものは、市税等の滞納が無いこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。